



愛媛県報

発行 愛媛県

令和2年3月6日金曜日 第85号

◇ 目 次 ◇

公共測量の終了の通知（3件）.....	（道路維持課）... 132
都市計画事業の事業計画の変更認可.....	（都市整備課）... 132
道路の供用開始（県道東予玉川線）.....	（東予地方局今治土木事務所）... 132
道路の供用開始（県道六軒家石手線）.....	（中予地方局管理課）... 133
開発行為に関する工事の完了.....	（中予地方局建築指導課）... 133
道路の区域変更（県道美川松山線）.....	（中予地方局久万高原土木事務所）... 133
道路の供用開始（ " ）.....	（ " ）... 133

公 告

二級建築士試験及び木造建築士試験の施行.....	（建築指導課）... 134
--------------------------	----------------

人事委員会公告

令和2年度愛媛県警察官（大学卒）採用候補者試験公告.....	（人事委員会事務局）... 134
--------------------------------	-------------------

雑 報

環境影響評価書について.....	（環境政策課）... 138
------------------	----------------

告 示

○愛媛県告示第194号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、大洲河川国道事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和2年3月6日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量（用地測量）
- 2 作業期間 令和元年11月8日から
令和2年2月13日まで
- 3 作業地域 愛媛県西予市宇和町卯之町地内

○愛媛県告示第195号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、大洲河川国道事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和2年3月6日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量（用地測量）
- 2 作業期間 令和元年9月25日から
令和2年1月30日まで
- 3 作業地域 愛媛県宇和島市津島町上畑地

○愛媛県告示第196号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第

○愛媛県告示第198号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

14条第2項の規定に基づき、大洲河川国道事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和2年3月6日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量（用地測量）
- 2 作業期間 令和元年9月25日から
令和2年2月20日まで
- 3 作業地域 愛媛県宇和島市津島町上畑地

○愛媛県告示第197号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、大洲都市計画公園事業8・4・1城山公園（大洲市施行）の事業計画の変更を次のように認可した。

令和2年3月6日

愛媛県知事 中村時広

- 1 事業施行期間
平成15年6月3日から
令和7年3月31日まで
- 2 事業地
 - (1) 収用の部分
愛媛県大洲市大洲字三ノ丸地内
 - (2) 使用の部分
なし

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年3月6日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	東予玉川線	今治市朝倉上甲1003番2から 同市朝倉上甲760番8まで	令和2年3月6日

○愛媛県告示第199号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年3月6日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	六軒家石手線	松山市祝谷町一丁目409番10から 同市道後鷺谷町419番4まで	令和2年3月10日

○愛媛県告示第200号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和2年3月6日

愛媛県中予地方局長 尾崎幸朗

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
元中局建（開）第45号 令和2年2月27日	伊予郡松前町大字徳丸字宮ノ前127番1、宮ノ浦332番2	伊予郡松前町大字徳丸332番地2 学校法人 後藤学園

○愛媛県告示第201号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年3月6日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	美川松山線	上浮穴郡久万高原町上畑野川乙263番2地先から 同町上畑野川甲2589番1地先まで	旧	メートル 4.6~10.2	キロメートル 0.128	
		上浮穴郡久万高原町上畑野川乙263番2地先から 同町上畑野川甲2589番3まで	新	8.0~26.1	0.128	

○愛媛県告示第202号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年3月6日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	美川松山線	上浮穴郡久万高原町上畑野川乙263番2地先から 同町上畑野川甲2589番3まで	令和2年3月6日

公 告

○ 公 告

二級建築士試験及び木造建築士試験の施行について

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、令和2年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

令和2年3月6日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 試験の施行日時

(1) 二級建築士試験

ア 学科の試験

令和2年7月5日（日）午前10時10分から
午後5時20分まで

イ 建築設計製図の試験

令和2年9月13日（日）午前11時から午後4時まで

(2) 木造建築士試験

ア 学科の試験

令和2年7月12日（日）午前10時10分から
午後5時20分まで

イ 建築設計製図の試験

令和2年10月11日（日）午前11時から午後4時まで

2 試験の場所

(1) 二級建築士試験

ア 学科の試験

松山市文京町3 愛媛大学

イ 建築設計製図の試験

松山市文京町3 愛媛大学

(2) 木造建築士試験

ア 学科の試験

松山市文京町3 愛媛大学

イ 建築設計製図の試験

松山市文京町3 愛媛大学

3 受験申込手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 受験申込書は、令和2年3月25日（水）から31日（火）までの間に、イ(イ)に掲げる提出先に簡易書留郵便で送付すること。ただし、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

イ 受験申込書の請求先及び提出先

(ア) 請求先

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページからインターネットにより請求

公益財団法人建築技術教育普及センター受験申込書配布係に、氏名、送付先住所、電話番号、試験種別・区分を明記のうえ、FAXで請求

(イ) 提出先

公益財団法人建築技術教育普及センター本部

(〒102 0094東京都千代田区紀尾井町3番6号

紀尾井町パークビル)

(2) インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成16年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、それぞれこれらの試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

令和2年4月13日（月）午前10時から20日（月）午後4時までの間に、公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<https://www.jaeic.or.jp/>）において、必要な事項を入力して申し込むこと。

(3) 受付場所における受験申込み

ア 受験申込書は、令和2年4月9日（木）から13日（月）までの午前10時から午後5時までの間に、イ(イ)に掲げる提出先に直接提出すること。

イ 受験申込書の請求先及び提出先

(ア) 請求先

公益社団法人愛媛県建築士会（松山市二番町4-1-5
愛媛県建築士会館）

(イ) 提出先

公益社団法人愛媛県建築士会（松山市二番町4-1-5
愛媛県建築士会館）

4 建築設計製図の課題

令和2年6月10日（水）（予定）から公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<https://www.jaeic.or.jp/>）において公表する。

5 学科の試験の合格通知

(1) 二級建築士試験

令和2年8月25日（火）（予定）付けで通知する。

(2) 木造建築士試験

令和2年9月8日（火）（予定）付けで通知する。

6 合格発表

令和2年12月3日（木）（予定）付けの愛媛県報で公告する。

人事委員会公告

○愛媛県人事委員会公告第2号

令和2年度愛媛県警察官（大学卒）採用候補者試験公告

令和2年3月6日

愛媛県人事委員会

愛媛県警察本部

愛媛県警察官（大学卒）採用候補者試験を次のとおり行います。

なお、この試験（男性（大学卒）の試験区分に限る。）を受けることにより、警視庁（東京都）又は兵庫県の警察官になるみちがありません。

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分		採用都県	採用予定人員	職務内容
男性	大学卒	愛媛県	58人程度	個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公安の維持に従事します。
		警視庁	3人程度	
		兵庫県	3人程度	
女性	大学卒	愛媛県	8人程度	

男性（大学卒）の試験区分を申し込む場合は、第2志望まで選択することができますが、**第1志望は必ず愛媛県としてください。**愛媛県の第1次試験に合格した場合、第2志望はなかったものとみなします。

なお、申込み後の志望都県の変更はできません。

2 受験資格

- (1) 日本の国籍を有する者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者
- (3) **昭和63年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者**で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）若しくはこれと同等と愛媛県人事委員会が認めるもの（以下「大学等」という。）を卒業した者又は大学等を令和3年3月末日までに卒業する見込みの者

ただし、警視庁を第2志望とする場合の受験資格（生年月日）は「昭和63年4月2日から平成11年4月1日まで」です。これに該当しない場合は、警視庁を第2志望とすることはできません。また、大学等に相当するものについては、他の都県によっては愛媛県と異なる場合がありますので、志望する都県に直接問い合わせてください。

本試験と令和2年度愛媛県警察官（高校卒程度）採用候補者試験との併願はできません。

3 試験の方法等

- (1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。

なお、第2次試験は、第1次試験合格者に対して行います。

区分	試験・検査種目	配点	試験の内容																				
第1次試験	教養試験	50点	大学卒業程度の一般的知識及び知能について、筆記試験を行います。（択一式50題、解答時間2時間30分）																				
	体力試験（愛媛県のみ）	20点	職務遂行に必要な体力について、試験を行います。 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種目</th> <th colspan="2">基準</th> </tr> <tr> <th>男性</th> <th>女性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>反復横とび</td> <td>50回以上 / 20秒間</td> <td>40回以上 / 20秒間</td> </tr> <tr> <td>握力</td> <td>45kg以上（左右の平均）</td> <td>25kg以上（左右の平均）</td> </tr> <tr> <td>上体起こし</td> <td>25回以上 / 30秒間</td> <td>15回以上 / 30秒間</td> </tr> <tr> <td>腕立て伏せ</td> <td>30回以上</td> <td>15回以上</td> </tr> <tr> <td>20mシャトルラン</td> <td>65回以上</td> <td>35回以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>基準に達しない種目が4種目以上ある場合は、第1次試験の合計得点にかかわらず不合格となります。</p>	種目	基準		男性	女性	反復横とび	50回以上 / 20秒間	40回以上 / 20秒間	握力	45kg以上（左右の平均）	25kg以上（左右の平均）	上体起こし	25回以上 / 30秒間	15回以上 / 30秒間	腕立て伏せ	30回以上	15回以上	20mシャトルラン	65回以上	35回以上
	種目	基準																					
		男性	女性																				
反復横とび	50回以上 / 20秒間	40回以上 / 20秒間																					
握力	45kg以上（左右の平均）	25kg以上（左右の平均）																					
上体起こし	25回以上 / 30秒間	15回以上 / 30秒間																					
腕立て伏せ	30回以上	15回以上																					
20mシャトルラン	65回以上	35回以上																					
スポーツ加点（愛媛県のみ）	5点	柔道、剣道又はその他スポーツの資格等について、基準を満たしている場合は加点します。（詳細は、別表「スポーツ加点の申請について」を参照） <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>柔道</td> <td>2段以上（講道館認定の段位に限る。）</td> </tr> <tr> <td>剣道</td> <td>2段以上（全日本剣道連盟認定の段位に限る。）</td> </tr> <tr> <td>スポーツ歴</td> <td>全国規模で行われるスポーツ大会（中学校卒業以降の大会で地区予選を経たものに限る。）への選手としての出場経験 国民体育大会、全国高等学校総合体育大会等</td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準	柔道	2段以上（講道館認定の段位に限る。）	剣道	2段以上（全日本剣道連盟認定の段位に限る。）	スポーツ歴	全国規模で行われるスポーツ大会（中学校卒業以降の大会で地区予選を経たものに限る。）への選手としての出場経験 国民体育大会、全国高等学校総合体育大会等													
項目	基準																						
柔道	2段以上（講道館認定の段位に限る。）																						
剣道	2段以上（全日本剣道連盟認定の段位に限る。）																						
スポーツ歴	全国規模で行われるスポーツ大会（中学校卒業以降の大会で地区予選を経たものに限る。）への選手としての出場経験 国民体育大会、全国高等学校総合体育大会等																						
身体検査	-	職務遂行に必要な身体を有するかどうかについて、検査を行います。 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視力</td> <td>裸眼又は矯正視力が両眼で0.7以上でかつ一眼でそれぞれ0.3以上であること。</td> </tr> <tr> <td>聴力</td> <td>完全であること。</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>身体に障がいその他の異常がなく健康であること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>基準に達しない項目がある場合は、第1次試験の合計得点にかかわらず不合格となります。</p>	項目	基準	視力	裸眼又は矯正視力が両眼で0.7以上でかつ一眼でそれぞれ0.3以上であること。	聴力	完全であること。	その他	身体に障がいその他の異常がなく健康であること。													
項目	基準																						
視力	裸眼又は矯正視力が両眼で0.7以上でかつ一眼でそれぞれ0.3以上であること。																						
聴力	完全であること。																						
その他	身体に障がいその他の異常がなく健康であること。																						

第2次試験	口述試験	75点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。
	作文試験	30点	識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います。(課題1題、解答時間1時間)
	適性検査	-	職務遂行に必要な適性について、検査を行います。
	身体精密検査	-	職務遂行に必要な健康度について、所定の身体検査書の提出により検査を行います。 なお、弁色力については、次の基準で検査を行います。 職務遂行に支障がないこと。 検査の結果によっては、再検査を行った上で判定します。

- (2) 第1次試験合格者は、第1次試験の合計得点の高い順に決定します。ただし、第1次試験の各試験・検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合は、合計得点にかかわらず不合格となります。
- (3) 最終合格者は、第2次試験の合計得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の各試験・検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合は、合計得点にかかわらず不合格となります。
- (4) 教養試験の例題及び前年度に出題した作文試験の課題を、愛媛県職員採用情報ホームページ(以下「ホームページ」という。)に掲載しています。
また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。
- (5) 第1次試験の1日目は、体力試験及び身体検査に適した服装で来てください。
教養試験以外の試験方法や基準等は愛媛県のもので、他の都県については、それぞれの都県に直接問い合わせてください。

4 試験日、試験会場及び合格発表

区分	試験日	試験・検査種目	試験会場	合格発表
第1次試験	令和2年5月9日(土) 午前8時30分から午後5時30分まで のうち人事委員会が指定する時間 (遅刻した場合は受験できません。)	体力試験 身体検査	松山工業高等学校 (松山市真砂町1番地)	5月下旬 第1次試験当日にお知らせします。
	令和2年5月10日(日) 午前9時から正午まで (受付時間:午前8時から午前8時45分 遅刻した場合は受験できません。)	教養試験		
第2次試験	6月上旬～中旬に松山市内で実施予定です。 詳細は、第1次試験合格者に通知します。			7月上旬

体力試験及び身体検査の受付時間は、受験票に記載します。(「6 受験票の交付」参照)

愛媛県の合格発表は、合格者の受験番号を愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、ホームページにも掲載します。

愛媛県以外の都県については、それぞれの都県に直接問い合わせてください。

5 受験申込み

- (1) 受験の申込みは、ホームページから「愛媛県採用試験受験等申込システム」(以下「システム」という。)にアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を入力の上、受付期間中に送信してください。
なお、受付期間は次のとおりです。
令和2年4月1日(水)午前8時30分から4月17日(金)午後5時15分まで
原則、郵送や持参による申込みは受け付けできませんが、インターネットにより申し込むことができない特段の事情がある場合は、4月10日(金)までに愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (2) 申込みは「事前登録」と「本申込み」の2段階方式となっています。まず、事前登録を行いID番号とパスワードを取得した後、受付期間中にシステムのマイページにログインして本申込みを行ってください。
(ID番号とパスワードは受験票の印刷等、以後の手続きに必要ですので、必ず控えておいてください。)
- (3) 本申込みの受付が完了したら、登録されたメールアドレス宛に「申込み完了のお知らせ」の電子メールを自動送信します。この電子メールが届かない場合は、必ず受付期間中に愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (4) 申込方法等に関する問い合わせは、受付期間中の午前8時30分から午後5時15分まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。)受け付けます。(必ず電話で愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。)
- (5) 受付期間内に申込みが完了しなかった場合は、受験できません。(受付期間中は、24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する必要があるほか、受付期間終了の直前は、システムが混み合うおそれがあるので、余裕を持って申込みを行ってください。)
なお、使用される機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

6 受験票の交付

- (1) 受験申込受付締切後に登録されたメールアドレス宛に「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送信します。5月1日(金)までに電子メールが届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (2) 「受験票交付のお知らせ」の電子メールが届いたら、システムのマイページにログインし、受験票をダウンロードして印刷してください。
- (3) 印刷した受験票は、**体力試験及び身体検査の受付時間など記載されている事項を確認**し、確認した年月日を記入の上、申込者本人が署名して第1次試験受験の際に必ず持参してください。

7 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県警察官採用候補者として、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿(以下「名簿」という。)に記載されます。
この名簿は、原則として、令和3年4月以降の採用に対するもので、その有効期間は、この名簿に記載された日(合格通知書に記載)から1年間です。
なお、令和2年9月末日までに大学等を卒業した者又は卒業する見込みの者については、欠員の状況に応じて、本人の意向を確認した上で、令和2年10月1日に採用される場合があります。
- (2) 採用は、名簿に記載された者のうちから任命権者(警察本部長)が選考を行い、決定します。したがって、**名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。**
また、名簿に記載されても、令和3年3月末日までに大学等を卒業できなかった場合は、採用されません。
- (3) 採用者は、愛媛県巡査に任命されます。任命後は、愛媛県警察学校に入校し、6か月間初任教養を受けた後、県内各警察署に配置されます。
- (4) 警察官は、誰でも実力次第で昇任することができ、管区警察学校又は警察大学校に入校して、幹部としての教養を受ける機会が与えられます。
愛媛県以外の都県については、それぞれの都県に直接問い合わせてください。

8 給与等

- (1) 初任給は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)等の規定により、原則として、公安職給料表1級23号給(現行給料月額213,160円)が支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。
- (2) 勤務に必要な被服等が支給されます。
愛媛県以外の都県については、それぞれの都県に直接問い合わせてください。

9 試験結果の開示

この試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例(平成13年愛媛県条例第41号)第29条第1項の規定に基づき、口頭により開示を請求することができます。開示を請求する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる顔写真付きの書類(学生証、運転免許証等)を持参の上、午前8時30分(合格発表当日は、合格発表後)から午後5時15分までの間に、愛媛県人事委員会事務局へ直接お越しください。(ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日は受付できません。)
なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

開示請求できる人	開示内容	開示期間	開示場所
第1次試験不合格者	第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位(ただし、一定の基準に達しない試験・検査種目がある場合は、順位に代えて当該試験・検査種目名)	第1次試験合格発表の日から1月間	愛媛県人事委員会事務局
第2次試験受験者	第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位並びに第2次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位(ただし、一定の基準に達しない試験・検査種目がある場合は、順位に代えて当該試験・検査種目名)	第2次試験合格発表の日から1月間	

愛媛県以外の都県の試験結果の開示については、それぞれの都県に直接問い合わせてください。

10 問い合わせ先等

スポーツ加点申請書提出先 問い合わせ先	愛媛県人事委員会事務局 採用給与課 任用試験係 〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2 電話 089-912-2826 ホームページ https://www.pref.ehime.jp/employment/
問い合わせ先	愛媛県警察本部 警務課 〒790-8573 松山市南堀端町2番地2 電話 089-934-0110 内線2621・2622・2623・2625・2626 フリーダイヤル 0120-204-724
愛媛県以外の都県に関する問い合わせ先	警視庁採用センター 電話 0120-314-372
	兵庫県警察官採用センター 電話 0120-145-314

11 その他

台風などの自然災害等により、やむを得ず試験の日程・開始時刻を変更することがあります。変更がある場合は、システム及び受験申込受付締切時に登録されたアドレス宛のメールにてお知らせします。

別表 スポーツ加点の申請について

項目	証明書類	申請方法
柔道	講道館が認定した段位を証明する書類の写し	<p>受験申込時にスポーツ加点を申請する旨を入力した上で、「スポーツ加点申請書」及び「証明書類」を、簡易書留郵便による郵送又は持参により愛媛県人事委員会事務局へ提出してください。（提出期限：令和2年4月17日（金）午後5時15分（必着））</p> <p>スポーツ歴の全国大会参加の証明書類として、「出身校による全国大会参加証明書（原本）」以外の書類を提出された場合、又は提出書類に不備があった場合は、原本確認又は追加書類の提出を求められることがあります。（この場合、第1次試験（1日目）当日の受付終了時まで証明書類の原本又は追加書類を提出してください。）</p> <p>なお、次のいずれかに該当する場合は、加点しません。</p> <p>(1) 記入漏れや不備等がある場合</p> <p>(2) 加点基準を満たさない場合（基準を満たす事実が確認できない場合を含む。）</p> <p>(3) 受験申込時に、スポーツ加点を申請する旨の入力がない場合（申込み完了後の申込内容の変更はできませんので注意してください。）</p> <p>(4) 期限までに「スポーツ加点申請書」及び「証明書類」の提出がない場合（申請書と証明書類両方の提出が必要です。また、証明書類の原本確認又は追加書類の提出に応じられない場合も加点しません。）</p>
剣道	全日本剣道連盟が認定した段位を証明する書類の写し	
スポーツ歴	<p>出身校による全国大会参加証明書（原本）</p> <p>又は</p> <p>次の(1)、(2)の両方が証明できる書類の写し</p> <p>(1) 地区予選を経た全国大会であること</p> <p>(2) 全国大会に選手として出場したこと</p> <p>(2)は氏名、大会名及び開催年月が明記されたものであること</p> <p>「選手として」とは、選手登録されたことを要件とする。（監督、コーチ、マネージャー等は除く。）</p>	

スポーツ加点申請書の様式は、ホームページからダウンロードしてください。

雑 報

○公 告

環境影響評価書について

愛媛県環境影響評価条例（平成11年愛媛県条例第1号）第21条の規定に基づき、次の対象事業に係る環境影響評価書（以下「評価書」という。）を作成したので、同条例第23条の規定により、次のとおり公告し、評価書を縦覧に供する。

令和2年3月6日

協同組合クリーンプラザ

理事長 石川 隆 憲

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

- (1) 事業者の名称 協同組合クリーンプラザ
- (2) 代表者の氏名 理事長 石川 隆憲
- (3) 主たる事務所の所在地 四国中央市妻鳥町3048番地2

2 対象事業の名称、種類及び規模

- (1) 名称 協同組合クリーンプラザ産業廃棄物焼却施設整備事業
- (2) 種類 産業廃棄物焼却施設の設置の事業
- (3) 規模 1日当たりの処理能力 150トン 1基

3 対象事業が実施されるべき区域

愛媛県四国中央市妻鳥町3048番地14

4 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

愛媛県四国中央市

5 環境影響評価書の縦覧の場所、期間及び時間

- (1) 縦覧場所
 - 愛媛県庁環境政策課（愛媛県松山市一番町四丁目4番地2）
 - 四国中央市役所（愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番55号）
 - 協同組合クリーンプラザ（愛媛県四国中央市妻鳥町3048番地2）
- (2) 縦覧期間 令和2年3月6日から令和2年4月6日まで
（土曜日、日曜日及び「国民の祝日に関する法律」に規定する

休日及び閉庁日は除く。）

- (3) 縦覧時間 9時から17時まで